

医療情報システム更新
及び保守業務委託

業務仕様書

令和8年4月27日

群馬県立精神医療センター

目次

A	調達件名	- 2 -
B	更新保守期間.....	- 2 -
C	設置場所・納入期限	- 2 -
D	基本的要件	- 2 -
1	使用条件.....	- 2 -
2	搬入・据付条件.....	- 2 -
E	調達概要	- 2 -
1	調達目的.....	- 2 -
2	医療情報システム更新の基本方針	- 2 -
F	調達要件	- 3 -
1	調達対象範囲.....	- 3 -
2	付帯業務概要.....	- 4 -
G	基本要件	- 5 -
1	更新時の作業体制等.....	- 5 -
2	移行・教育要件.....	- 7 -
3	保守要件定義.....	- 8 -
4	規模・信頼性.....	- 8 -
5	情報セキュリティ要件.....	- 9 -
6	設備要件.....	- 10 -
7	納入物.....	- 10 -
8	その他.....	- 11 -

A 調達件名

医療情報システム更新及び保守等業務委託

B 更新保守期間

契約履行開始日から60か月（5年）

※なお、機器等の納入日から契約履行開始日前日までは、準備稼働期間期間として無償とする。

C 設置場所・納入期限

設置場所：群馬県立精神医療センター

納入期限：令和9年3月31日

D 基本的要件

1 使用条件

群馬県立精神医療センター（以下「当センター」という。）において、業務に滞りなく使用可能であること。

2 搬入・据付条件

- （1）工事、設置、移設、検収、引渡し等の日程については当センターの予定に従うこと。
- （2）設置にあたり必要な医療法等、その他関係法規の手続きに係る支援を遅滞なく行うこと。
- （3）物品の搬入及び設置作業にあたっては、当センターと協議のうえ行なうこと。
- （4）設置にあたっては、安全面に十分配慮するとともに病院業務に支障のないようにすること。また当センター側の負担は発生しないこと。
- （5）患者の安全及びプライバシーに十分に注意し作業すること。
- （6）搬入、据付に際し必要な養生を行うこと。また建物及び物品に損害を生じた場合は、納入業者が自己の責任と負担のもとに原状回復を行うこと。
- （7）納入物品は未使用品であること。
- （8）データ移行の確認などから約6か月程度は現行サーバを現在の場所に設置する。

E 調達概要

1 調達目的

当センターは、平成27年3月に医療情報システムを導入した。現在使用しているシステムは導入から6年が経過することから、ハードウェア及びソフトウェアの更新を実施し、効率化・高度化された総合的な医療情報システムを整備する。

2 医療情報システム更新の基本方針

（1）ハードウェア及びソフトウェアの更新

現行システムのハードウェア及びソフトウェアの更新を基本とする。

(2) 診療情報の二次利用ができる仕組みの構築

診療情報を統合管理できる DWH を用いて、電子化されたデータは二次利用（情報検索、後継処理等）できる仕組みを構築する。

(3) データ移行

電子カルテシステムを含めて全ての部門システムのデータを継承し、新システムへ更新する。現在のサーバは一定期間経過後に撤去を行うため、電子カルテに関しては「電子保存の三原則」も以降の対象となる。

F 調達要件

1 調達対象範囲

本件の調達対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 医療情報システム

ソフトウェアについては、「別紙3 医療情報システム更新及び保守等業務委託 機能要求書兼選択式回答書」（以下「機能要求書」という。）に記載された機能を全て満たすパッケージシステム（カスタマイズ含む）を提案すること。

ハードウェアについては、「機能要求書」に記載された機能を満たす機器を提案すること。

(2) 付属ソフトウェア

次に示すソフトウェアについて、本件調達範囲に含む全てのクライアント端末にインストールすること。また、必要に応じて医療情報システムのサーバ端末にもインストールすること。なお「ウイルス対策ソフト」については、管理用サーバの構築及び導入も本調達範囲内に含む。

No	ソフトウェア名	備考
1	ウイルス対策ソフト	ウイルス定義ファイルを管理・配信する専用サーバを構築すること。また、統合ネットワークのハードウェアにインストールするためのライセンスを含むとともに、専用サーバよりウイルス定義ファイルを配信すること。
2	Microsoft Office ・ Word ・ Excel ・ PowerPoint ・ Access	医療情報システムの全てのクライアント端末にインストールすること。なお、PowerPoint と Access については、別途指定（別紙1 医療情報システム端末／機器配置（案））の端末を対象とする。
3	資産管理システム	IT 資産管理、ソフトウェア配布、ログ取得、制限・制御・アラート管理、USB デバイス管理、レポート機能、リモート操作を有すること
4	日本語入力システム	日本語変換辞書を搭載し、日本語入力を支援するもの

(3) 接続対象のシステム

現在整備されていて接続されている次の機器について、本調達に含む電子カルテシステムと連携し、情報共有できる仕組みを維持すること。

No	ソフトウェア名	備考
1	検査機器との接続	CT・CR装置などの検査機器からの画像情報をDICOM受信しデータベースへ登録できること
		以下の検査機器と接続することができること ①CT装置、②X線単純撮影装置、③ポータブル撮影装置、④骨密度撮影装置
		心電図や脳波計などの波形情報についても取り込み可能なこと
2	遠隔画像診断	群馬県立がんセンターからの読影、レポートが可能であること
3	歯科オルソパントモグラフィ	撮影結果の取り込みのみ

(4) システム間接続及び医療機器

各医療情報システム及び医療機器との接続の詳細内容については、各部門システムベンダと連絡をとり事前に接続仕様を定めること。なお、調整費用及び接続に係る作業費用は、各部門システム側に係る作業費用を含め、本調達範囲内も含めること。

(5) 共通ハードウェア

共通ハードウェアの調達数量については、「医療情報システム端末／機器配置（案）」（別紙2）を参照すること。なお、「機能要求書」に記載された機能を満たす機器を提案すること。数量等については変更がある場合には当センターと協議の上、決定すること。

(6) 時刻同期

本調達範囲内で時刻同期用サーバを構築し、本調達範囲のシステムは全て時刻同期を行うこと。なお、時刻同期にかかる機器及び作業の費用は本調達範囲内に含めること。

(7) 医療情報ネットワークシステムの構築

現在のネットワーク配線を利用して機器及びシステムの更新を行う。

(8) BCP対策の構築

停電対策やBCP対策として、バックアップサーバを設置しバックアップを取ること。また、専用の機器に日々バックアップデータを転送し、単独でカルテ参照する仕組みを構築すること。

2 付帯業務概要

本システムを構築する機器の導入、システム稼働環境の構築及びこれらに付随する業務を行

うこと。

(1) 運用及び詳細設計業務

本調達範囲に含まれるハードウェア、ソフトウェアの導入に伴い必要となる運用及び詳細設計は、受託者がリーダーシップをとり当センターと協議しながら進めること。

(2) システム構築作業及びデータ移行作業

本仕様書に記載された内容に基づき、システムの構築作業、各部門システムとの接続及び現在運用中のシステムからのデータ移行作業を実施すること。なお、当該作業に伴い、現在運用中のシステムを停止する必要がある場合は当センターと協議の上、停止するシステムの範囲及び時間を最小限に抑え、以下のような適切なフェーズ分けのもとに行うこと。

- ・ 環境構築（テスト系、本番系）
- ・ システム設定
- ・ ソフトウェア製造と設定
- ・ マスタ・テンプレート製造と設定
- ・ 各種テスト
- ・ データ移行
- ・ 機器設置
- ・ 機器撤去（指定場所にまとめること）

(3) 操作研修

本仕様書に記載された内容に基づき、稼働後の運用に支障をきたさないよう、操作研修等の利用者教育を行うこと。また、当センターシステム管理者に対しては、システム管理に必要なハードウェア・ソフトウェア（OSを含む）、操作方法、障害時の一時対応方法等の十分な教育及び訓練を行うとともに関連するマニュアル等を整備し提供すること。

(4) 運用周知、運用マニュアル作成業務

運用及び詳細設計で決定した内容を、運用設計書、運用マニュアルとして整理するとともに、当センター内への周知を支援すること。

(5) 各検討委員会の運営・推進視線業務

本調達範囲に含まれるハードウェア、ソフトウェアの導入に伴い必要となる各検討会議は、受託者がリーダーシップをとり、当センターと協議しながら進めること。また、当該会議における資料及び議事録等の作成も行うこと。

(6) 運用保守

本要求は仕様書に記載された内容に基づき、運用保守管理を実施すること。

G 基本要件

1 更新時の作業体制等

(1) 機器設置作業

- ア 機器の搬送、搬入、設置、組み立てについては、当センターの希望する日時に合わせ、それが休日や夜間であっても追加費用は発生しないこと。
- イ 機器は当センターの指示する場所に受託者が設置し、動作確認作業も受託者にて行うこと。なお、設置の下見を行う場合は当センター職員同行の上、確認すること。
- ウ サーバ機器は、全て当センターの指示する場所に設置すること。なお、サーバ機器のセッティングに必要な備品・LAN ケーブル類は受託者にて準備すること。
- エ 各機器の設置後、受託者は各種ケーブル類の整理をすること。
- オ 機器の配置管理をするため、各機器に管理番号用のラベルを貼り、電子カルテ関連の機器であることがわかるようにすること。管理番号帯については当センターと協議し決めること。また、管理番号とともに、メーカーの製造番号（シリアル番号）と MAC アドレスの一覧を電子データ並びに紙面で提供すること。データ提供が難しい機器については、当センターと協議すること。
- カ 受託者が設置する機器には、転倒防止対策及び盗難防止装置を施すこと。
- キ 設置作業を行っている機器にも、雷などによる停電等の対応について十分配慮すること。
- ク 各機器の設置場所及び設置台数は、別紙 1「医療情報システム端末／機器配置（案）」のとおりとすること。
- ケ 共通ハードウェアを設置する際に必要となる OA タップは、本調達範囲内で用意すること。
- コ 共通ハードウェアを設置する際に必要となる LAN ケーブルは、当センターより提供する。
- サ 機器等設置完了後（稼働時点）の導入機器一覧（管理番号、区分、機種、設定・ソフト仕様、設置場所等を含む。教育用機器、予備機も含めること。）を作成し、提出すること。

（2）稼働前

- ア システム稼働時に混乱をきたさないように、現状との変更点については、当センターと協力して、実運用（通常運用及び障害時の運用）に必要なリハーサルを十分に行うこと。
- イ リハーサルに関連する作業区分は次の表のとおりとすること。（●は確認・承認、◎は主担当、○は支援を示す。）

工程名称	作業項目	当センター 作業	受託者 作業
部門リハーサル	リハーサル計画	●	◎
	事前データ入力	●	◎
	リハーサル当日進行	○	◎
	リハーサル実施	◎	○
	課題管理台帳作成・管理	●	◎
	課題抽出、解決（運用面）	◎	○
	課題抽出、解決（システム面）	●	◎
総合リハーサル	リハーサル計画	●	◎
	リハーサルシナリオ作成	○ ●	◎
	事前データ入力	●	◎
	帳票、印刷用紙、診察券等の事前準備	○ ●	◎

	リハーサル当日進行	◎	○
	リハーサル実施	◎	○
	課題管理台帳作成・管理	●	◎
	課題抽出、解決（運用面）	◎	○
	課題抽出、解決（システム面）	●	◎

- ウ リハーサルを実施するにあたって、部門リハーサル計画及び部門リハーサル進行、総合リハーサル計画・準備、総合リハーサル実施、事前データ入力等を行うこと。
- エ 稼働前のリハーサル準備として、各部門の運用マニュアル（案）、各システム操作マニュアルを作成し、部門リハーサルを当センターの希望する日時に合わせ、最低3回は実施すること。それが、休日や夜間であっても追加費用は発生しないこと。
- オ 受託者の稼働後の立会については、一定期間、一定の要員を配置すること。
- カ ハードウェアの導入にあたって、ソフトウェアのインストール及び初期設定（パソコンについては、当センターが指定するソフトウェアインストール及び初期設定を含む。）、外付け追加機器設定、プリンタの印字確認、マスタ CD（又は DVD）の作成及び全機器の動作確認を行うこと。

（3）貸与品等及び費用の負担

- ア 当センターで負担する貸与品、支給品等は次のとおりとする。
 - ・作業スペース（広さ等は当センターと別途協議を行う。）
 - ・机、椅子、その他備品類
 - ・電源（電源容量については当センターと別途協議を行う。）
 - ・業務上必要な光熱水費
- イ 開発作業で使用する OA 用紙、トナー等の消耗品は、受託者の負担とする。
- ウ 開発用端末等の調達、設置費用は、受託者の負担とする。
- エ 開発用端末等は、当センターが指定する場所に設置すること。
- オ 開発用ソフトウェア・ハードウェア等の調達、設置費用は、受託者の負担とする。
- カ 受託者は、当センターからの貸与・支給品に対して、善管注意義務をもって貸与品を取り扱い、その責に帰すべき事由により貸与品を亡失、損傷した場合には、損害賠償の責を負うものとする。
- キ 支給品及び光熱水費等については、必要最小限の利用に努めること。
- ク 開発場所及び利用期間については契約締結後協議する。
- ケ 開発作業終了後、当センターで貸与した設備、機器については滞りなく清掃し、返却するとともに、持込み品は受託者の責任で撤去・廃棄すること。

2 移行・教育要件

（1）移行対象データ

- ア 電子カルテシステムを含め全ての部門システムについて原則として全て移行すること。現行のサーバは廃棄予定のため、電子カルテに関しては「電子保存の三原則」も移行の対象となる。
- イ データ移行にあたっては、プログラム移行で行う。

- ウ 移行データの抽出費用は、本調達範囲に含む。データ移行方法に関する詳細計画については、契約締結後協議する。
- エ データ移行において当センター及び現行ベンダーとの打合せや作業にかかる費用は本調達範囲内に含めること。
- オ 将来のシステム更新時に医療情報システムから更新システムへデータ移行を行う際には、各種打合せ、作業、それに係る費用について真摯に対応すること。
- カ データ移行作業は、当センターの書面による承認を持って完了とすること。

3 保守要件定義

(1) 対象

- ・電子カルテシステム
- ・医事会計システム
- ・グループウェア
- ・データウェアハウス
- ・医療観察法診療支援システム
- ・放射線システム
- ・栄養管理システム
- ・検査システム（ハード含む）
- ・調剤支援システム（ハード（分包機）含む）
- ・MDBANK（薬剤情報年12回更新）
- ・勤務管理システム
- ・ハードウェア及びネットワーク関連機器

(2) 保守要件

「機能要求書」のとおり

4 規模・信頼性

(1) 前提条件

- ア 本システムにおいては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6版」（厚生労働省）に対応したシステムであること。
- イ 本システムにおいては、法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録を電子媒体に保存する場合の三原則を満たすシステムとして、動作を保障できるシステムを整備すること。

(2) データ保存要件

- ア 診療録及び診療情報等のデータについては、医師法、医療法、保険医療機関及び保険医療養担当規則で定められている保存期間分を記憶機器上に保存できること。また、それ以上の期間分については、HDD 又は別の記憶媒体上に保存でき、電子カルテシステムから参照できること。
- イ 当センターでは診療録及び診療情報等のデータは永久保存としているため、記憶機器以外の記憶媒体上の保存されたデータも永久的に参照できるデータであること。

(3) 拡張性

- ア 本システムは、稼働後の医療機器等の追加にも対応可能な拡張性を有すること。
- イ データ量増加によるサーバ機器類の増設に対応可能な拡張性を有すること。
- ウ 本システムは、稼働後において端末・プリンタ等の追加にも対応可能な拡張性を有すること。

(4) 可用性

- ア 本システムのサービス提供時間は、計画停止を除いて 24 時間 365 日とすること。
- イ ハードウェアの故障等によるシステムの停止を防止するため、電子カルテシステム、医事会計システムサーバを冗長化（二重化）構成とし、かつ障害時には自動切換により 24 時間稼働に絶え得るシステムであること。
- ウ サーバのディスク装置に関しては、全てディスクアレイ（disk array：データの分散記録）によりディスク障害による業務の停止を防止できること。
- エ 故障や停電時等の障害発生時においても、全病院業務の遂行に支障を及ぼす影響は最小限で、復旧時の保守管理が容易なシステムであること。
- オ 障害が発生した場合は、原因究明を行うとともに、迅速かつ的確にその対策を講じ、結果を報告すること。
- カ 原則として、提案する各システムにおいて連携する他システムが停止しても、当該システムと関係しない機能はサービスが継続されること。
- キ 本システムが停止した場合に、現時点の診療情報を参照するための診療情報参照用システムを備えていること。なお、この参照用システム内の情報は常に最新の状態になるよう、平常時はリアルタイムで情報の更新が行われること。
- ク 診療情報参照用システムについても、当センターが指定したデータを指定した期間、ハードディスクに保存できること。
- ケ 外部記憶媒体を利用することにより、当センターが指定したデータをハードディスク以外に保存でき、参照できること。
- コ 指定したデータを検索し、CSV 形式等でデータを抽出できること。
- サ 大規模災害への対策として、BCP 端末へのバックアップや災害時における診療情報参照の仕組みを提案すること。

(5) 時間設定

部門システムを含めネットワークに接続している各サーバ及び各端末の時計を定時更新する機能を有すること。

(6) データ保護

電子カルテのデータ保存三原則に則り、利用者への過失や故意等による誤入力、書き換え等のほか、ソフトウェアや使用機器に起因する消去等に対する復旧策が講じられていること。

5 情報セキュリティ要件

(1) 利用者認証

- ア 全ての業務システムは、特段の指定がない限り、利用者 ID と利用者パスワード入力での利用者を認識できること。
- イ 利用者 ID のパスワードについてはセキュリティを考慮して有効期限を設定でき、有効

- 期限が切れた場合はパスワード変更を利用者に促し、利用者側で更新ができること。
- ウ パスワードは利用者以外に知られないようにするため、暗号化してサーバに送信されること。

(2) ログ管理

- ア サーバへのアクセス状況や認証失敗等のセキュリティ事象をサーバ側でログとして記録し、出力できること。
- イ 保管データに対する操作状況（いつ、誰が、どのデータを、どうしたのか）をログファイルに記録し、出力できること。

(3) ウイルス対策

- ア 本システムが動作する全ての端末及びサーバに、ウイルス対策ソフトを導入すること。（自動でも手動でもパターンファイルを更新できること。）
- イ ウイルス対策ソフトは今回導入する電子カルテシステム等と同一クライアント上で稼働した実績があること。
- ウ ウイルス対策ソフトは、リアルタイムで不正ソフトを検出する機能が装備されていること。
- エ サーバ管理型のウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス感染状況の一括管理ができること。また、パターンファイル等を各クライアント機器に配信するウイルス対策サーバを設置すること。
- オ 外部記憶媒体からのウイルス侵入を防ぐために、特定の外部記憶媒体のみ認識して端末への接続を管理できるソフトウェアを導入すること。

(4) 転送データ保護

- 無線によるネットワーク接続を行うクライアント機器には、CRYPTRECの「電子政府推奨暗号リスト」で推奨された暗号方式を用いて暗号化すること。

6 設備要件

(1) サーバ等設置

- ア 納入される全てのサーバ、ストレージ、UPS等は、受託者が準備するEIA規格の19インチラックに搭載すること。なお、サーバ機器のセッティングに必要な備品、LANケーブル類は受託者にて準備すること。
- イ サーバは、同一筐体でも複数の筐体に分割してもよい。ただし、機能を複数筐体に分割する場合は、各サーバが仕様書に記載されているどの機能を実現するかを文書で提示すること。

(2) 無停電電源装置の設置

- コアSW及びサーバSWに対して、停電時に5分以上の動作が可能な無停電電源装置を設置すること。端末機器のうち、全てのデスクトップパソコンにUPSを備えること。

7 納入物

(1) プロジェクト計画書

受託者は、契約締結後、速やかにプロジェクト計画書を作成し、当センターの承認を得ること。なお、プロジェクト計画書に記載する項目等については、下表を参考とする。

項目	記載する内容
全体の作業スケジュール	全体の作業スケジュール及び作業工程毎の詳細作業スケジュール
プロジェクト体制	プロジェクト全体（当センター、受託者）の体制、役割、グループ構成、窓口及び連絡先
成果物	工程毎の成果物（詳細）や中間成果物など

（２）その他の図書類

各段階における必要時又はシステム検取時まで以下のもを納入すること。なお、各納品物は当センターからの指示がない限りA4版（またはA3班挟み込み）ファイル3部（製本すること）及び電子データ（ファイル形式は当センター指定の形式で提出すること。）により納品すること。

- ・ 利用者操作研修計画書及び研修テキスト
- ・ 利用者操作研修実施報告書
- ・ 接続仕様書
- ・ 接続試験方案及び報告書
- ・ リハーサル計画書
- ・ リハーサル実施報告書
- ・ 機器等搬入、設置計画書
- ・ 各装置の取扱説明書
- ・ マスタ等の設定手順書
- ・ 運用手順書（運用概念図、運用フロー等）
- ・ バックアップ手順書
- ・ システム毎の機能説明書
- ・ OSに関するユーザマニュアル
- ・ システム管理マニュアル
- ・ 障害切り分けマニュアル（他施設での障害事例とその対応方法に関する事項を含む。）
- ・ 利用者マニュアル（操作マニュアル）
- ・ その他必要な手順書及び説明書等
- ・ 緊急連絡先

8 その他

このほか、「機能要求書」のとおりとする。